

岩手県告示第846号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 九戸郡軽米町大字上館第48地割字鶴飼7の1、7の53、7の54、7の123
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 九戸郡軽米町大字上館第17地割字岸里81の1、87、大字上館第50地割字中渡7の16、7の18、7の20
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字上館第17地割字岸里81の1（次の図に示す部分に限る。）、87、大字上館第50地割字中渡7の16、7の18、7の20
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚19の1・101の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び軽米町役場に備えておいて縦覧に供する。